

○鈴木大地君 ありがとうございます。ただでさえ少子化ですので、子供の安全をしっかり担保していただきたいと思います。

この文科省、教育、科学技術・学術、スポーツ、文化振興を一体的に行う、また創造的な人材育成や生涯学習の推進、世界最高水準の研究開発を通じて、日本の知的、文化的基盤と持続的な発展を支える重要な省庁ですので、引き続きよろしく願います。

たくさん質問を用意していただんですが、申し訳ないです、私の質問をこれで終わります。ありがとうございました。

○古賀千景君 立憲民主・無所属の古賀千景です。今日は六十分という長い時間になりますが、どうぞよろしく願います。

まず初めに、三十一日の大臣の答弁について質問いたします。

大臣は、三十五人学級、中学校三十五人学級のときに、教員の不足について聞かれたお言葉で、必要な教師が不足することは直ちに生じないということをおっしゃいました。

まず、ちよつと細かくて申し訳ないんですが、必要な教師が不足することは生じない、必要じゃない教師がいるんですかとちよつと思つたので、そこをお尋ねします。

○国務大臣（松本洋平君） 御指摘の答弁につき

ましてであります。三月三十一日の義務標準法改正法案の審議におきまして、クラス数が増えることによって教職員の不足は問題ないのかという質疑に対しまして私からお答えをしたものであるというふうに承知しております。

令和八年度政府予算案におきましては約七千六百人の定数改善を計上しておりますが、その一方で、全体としては、子供の数自体が大きく減少することに伴いまして七千八百人の自然減を見込んでいるところであります。この定数改善による増と自然減を考慮いたしまして、中学校三十五人学級化が新たな教師不足の要因とはならないと考えられる趣旨で答弁をさせていただいたところであります。

言うまでもなく、教師一人一人がそれぞれの役割を果たすことで学校の教育が成り立っております。そういう意味では、今申し上げた趣旨で答弁をさせていただきました。必要ではない教師というものはいない、存在をしない、そのように考えていることを改めて申し上げます。

よろしく願います。

○古賀千景君 安心しました。

私、言葉ですけど、文科省の皆さん、教師と言われるんですけど、私は学校は教師だけではないと、教職員だと思つていますので、教職員という言葉を使わせていただきます。

学校は、よく文科省が言われるようにチーム学校ですので、全ての少数職種の皆さんも含めて、とても大切な必要な教師だということを是非私の方も確認させていただきました。

今お言葉あつたのは、それは中学校三十五人学級になるに当たっては不足はない、しかし、じゃ、中学校二年、三年生は不足するかもしれない、こゝう取つていいんですか。お願いします。

○国務大臣（松本洋平君） 今年、今年度から中学校一年生が四十人から三十五人ということになるわけでありまけれども、これを来年度以降も順次拡大していくということになっているところでもあります。

そうした状況の中で、今年度だけではなくて、来年度以降のこの教員の、教職員の状況について、我々といつたしましても現場の確認をさせていただいているところでもあります。

今後につきましても、各自自治体におきましてその対応をしていただいている、そのように理解をしております。

○古賀千景君 今学校は四月で二日目、新しい学校で二日目、子供たちも新しい学年になりわくわくしている時期ではありますが、では、今の御答弁の中で、確認します、全ての教科において教職員が不足なく授業が行えるというふうに捉えていいですか。お願いします。

○国務大臣（松本洋平君） 中学校における三十五人学級の推進は、令和六年十二月に文部科学大臣、財務大臣の合意に加えまして、昨年六月に修正をされました改正給特法の附則においても令和八年度からの実施が規定をされているところであります。これらを踏まえまして、各自治体におきましては、教職員の確保など準備をいただいているものと承知をしております。また、文部科学省としても、各教育委員会に状況を伺いながら準備を進めてまいりました。

一方、教師不足につきましては、全国的に厳しい状況だということは認識をしております。教師に優れた人材を確保するため、学校における働き方改革の更なる促進や処遇改善、指導、運営体制の充実などの教師の働きがいと働きやすさを共に実感できる環境整備などを通じた質の高い教師志願者の確保、特別免許状の更なる活用や、柔軟な任用形態の拡大による専門性を持つ社会人等の入職などの多様な分野からの入職促進などを進めているところであります。

文部科学省からは、各自治体に対しまして、教育活動に影響が出ないよう、改正の趣旨を踏まえまして教職員の人材確保、配置などを促しているところでありまして、引き続き、教師の確保、そして教職員の確保に努めてまいりたいと、そのように考えております。

○古賀千景君 努力していただいているのはよく分かりました。本当に授業が全ての教科でそろって四月からスタートできるか、そこは文科省どう考えるか。数字とかそういう法令とかじゃなくて、どのように現状を捉えていらっしゃるか、お願いします。

○政府参考人（望月禎君） 中学校三十五人学級の実施によりまして学級数が増えることになりまされども、免許を保有する教師の確保が難しいと一般的に言われております技術科などにつきましては、他の教科と比較して標準となる授業時数が少ないということもございまして、必ずしも直ちに教師を新たに確保しなければならない状況になるわけではないとは考えてございますが、免許保有者が絶対数として少ない都道府県もあるという観点から、そうした採用倍率の低い教科等において教師の確保が難しいといった、そうした都道府県からのお声も聞いているところでございます。先ほど大臣から答弁をさせていただきましたけれども、自治体によりましては計画的な採用に向けてのいろいろな手だてを講じてはおりますけれども、その中でも特別免許状などの活用や円滑な入職のための研修教材の提供によりまして、もう一度教壇に立つて子供たちの前で授業を行っていただく、そうした方々の採用など、いろいろな工夫をしているということが実際だと思います。

私どもとしては、この度の三十五人学級の実施によりまして、どの学年においても子供たちの学習が途切れることがないように、都道府県と、あるいは政令指定都市ともしっかりコミュニケーションを取りながら、子供たちの教育環境というもの、の整備に力を尽くしてまいりたいと思っております。

○古賀千景君 多分、今この時期すごい探していますよ。それも、校長の仕事ではないけれど校長が。業務外の仕事言われて、うちの学校に技術がない、どうする、誰か知り合いおらんか。だって、学校の保護者に免許持っていないませんか。チャリンを配る時代ですよ。それぐらいの人数足りないというのを自覚していただきたいと是非思います。

それと、今話が出てきました特別免許又は免許保有者が少ないということで、臨時免許などの発行がよく行われていると聞いております。教師不足のために臨時免許制度がありますが、臨時免許制度、どうやったら取れるのか、どんな制度なのか、御説明ください。

○政府参考人（望月禎君） 免許状の種類につきましては、普通免許状と特別免許状と臨時免許状がございますけれども、今、古賀委員から臨時免許状がどうやって取れるのかというお話をいただきました。

臨時免許状につきましては、教育職員免許法に基づきまして、普通免許状を有する者を採用することができない場合に限り、授与された都道府県内で三年間有効な免許状でございます。

臨時免許状の授与に当たつての具体的な基準、あるいは申請、手続の方法につきましては、都道府県教育委員会において定めてございますけれども、受験者の人物や学力や、あるいは実務や身体状況、そうしたことを総合的に確認をした上で授与の判断を行っているところでございます。

○古賀千景君 臨時免許は、例えば数学の教員が、教職員が、技術が足りないから技術の免許取ってくれと言われて免許を取る、ですよ。そして、そのときに技術の研修は全く受けない、受けずに何も受けずに、ただ免許状を取ってくれと言われて取るといふうに私は思っていますが、それで間違いないですか。

○政府参考人（望月禎君） 臨時免許状の授与に当たりましては、本人の状況もよく確認をしながら学力や実務の状況についても確認してございまして、専門教科に関するそうした研修等などにつきましては法律等で義務付けられておりません。

要すれば、今、古賀委員御指摘の形で、例えば技術の先生が不足していて一時的に臨時免許状を数学の先生にやっていたかどうかということにつきましては、人物を見ながら、あるいはこれまでの経

験を踏まえながら、教育委員会の方で採用をしている、そのときの研修等については法律等で義務付けられておりません。

ただ一方、やはり元々免許持っておりますので、教職に関する知識、技能を確実に担保する観点からは、採用前後にその専門知識等に関する必要な研修を自治体に促したりすることが考えられるところでございます。文部科学省としては、そうした方に対してオンデマンドの研修動画の校内研修シリーズなど教職員支援機構が提供しているそうした教材の活用を勧めたり、あるいは都道府県教育委員会のいろんな相談に乗って、適切な研修の企画、実施をするよう周知をしているところでございます。

○古賀千景君 誤解していただきたいのは、研修を増やしてくれと言っているわけじゃないんです。ただ、全く知らない教科を子供たちに教えるというのが、そんな簡単に免許を出していいのかなと。特に中学校ですね、小学校じゃなくて。そこを私は思っているんです。

全国に何人ぐらい臨時免許取得者がいますか、教えてください。そして、増加傾向にあるかどうかお願いします。

○政府参考人（望月禎君） 臨時免許状の授与件数でございますけれども、令和六年度、これは幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校

の計でございますけれども、九千八百九十八件が令和六年度の授与でございました。

三年前の令和四年度の状況では、合計一万六百二十九名となつてございまして、大体令和四年度、令和六年度もおよそ全国で十九万人ぐらいの免許授与件数ですので、おおむね五%ぐらいの臨時免許状の授与率だといふふうに考えてございます。

○古賀千景君 それは増えているんですか、減ってきているんですか。

○政府参考人（望月禎君） 私も昨日、十年ぐらい前からの状況を拝見を、見てみましたけれども、今申し上げましたように、四年度と六年度はむしろ授与件数は減ってきていて、率についてもおおむね同じような状況でございます。

○古賀千景君 その全く専門的に免許を持つていないところの人が授業をするということは、文科省としてはどのような御見解をお持ちですか。

○国務大臣（松本洋平君） 臨時免許状でありまして、今局長からも答弁をさせていただきましたとおり、普通免許状を有する教員を採用できない場合に限りまして教育職員検定を通じて授与をすることができ、そういう免許状となつているところであります。臨時免許状の授与に当たりましては、各授与権者においてこうした制度の趣旨を十分に踏まえた上で適切に御判断いただく必要があると考えているところであります。

過去に文部科学省からは通知も出させていた
いてるところでありまして、やはり本筋は、臨
時免許状ではなくて、やはり普通免許状であつた
り、こうしたところでしたらと教員を確保して
いただくということが本筋であるということはお
示しをさせていただいているところであります。

○古賀千景君 確保していただくではなく、文科
省が主体となつて、どうやって確保するか、そこ
をしっかりと考えていただきたいということも思
います。私は、これでは、質の高い教育とよく言わ
れますが、これは実施できないのではないかと
いうことも思います。実はそれ、教員も大変なん
ですよ。だって、教えたこともない教科をいきなり
技術つて糸のこしたりとかパソコンやったりとか
そんなのを教えないといけないということで、
負荷が掛かっているんです。

私は音楽の免許を持っていますが、私、一回だ
け臨時免許も取らずに美術を教えたことがありま
す。そのとき、美術つて、私、高校、音楽でし
たので、中学までしか美術していないですよ。そ
して、美術を教える。でも、教え切らぬと思いま
した。だから、どうしたかという、私は一年一
組と二組でした。だから、一年三組と四組の授業
を子供と一緒に受けました。一緒に絵を描きまし
た。そして、それをやって、同じことを一組、二
組にやる。やっぱりそれぐらい責任を持って教壇

に立ちますので、そうやってやっていくわけです。
きつとその臨時免許の方たちもそうだと思います。
そうやって努力をしながらやっていく。ただ、評
価はし切らなかつた、美術の評価は。基準が分か
らない。だから、評価だけはしてもらいました。
こんなふうにいるんなことを努力してやっていま
す。

そして、臨時免許というのはお金が掛かります
よね、取得に。多分三千円ぐらいと思うんですけ
ど。それが、例えば校長先生から技術の免許取っ
てくれと言われて、仕方ない、この学校の状況は
と思つて、取ります。これ、自腹のところがある
んですよ。頼まれたのに、えつ、自腹で払うのつ
て。自治体によりますけどね。

そういうところも是非知っていただきたいと思
うし、今増えているのは、小中一貫校。中学校と
かの教員で、こま数がちよつと余つたりした人は
小学校に行つて授業をしてくれ、これもよくある
パターンです。ただ、私は中学国語で合格したの
に、国語は分かれますよ、もちろん、でも、小学
校、中学校は違うんですよ、やり方が全然。そう
いうところで簡単に、こまのように、この授業を
させるために、小中一貫校に、中高一貫校にして
一緒に授業をさせていく。そして、あるところで
は、異動させてまでも中学校の先生が小学校に行
つて英語をしている。そういうところもとても増

えています。

こういうところも、苦勞も、教職員のやりがい
搾取につながっているのではないかとということも
私は思っています。数合わせのために教職員が苦
しんでいる。そして、何より、免許を持っていな
い先生から勉強を学ぶという子供たちの教育の質
というところはこれから考えていかなければいけ
ないと思つています。

やっぱり臨時免許ではなく、正式な、正規採用、
免許を持った人がきちんと免許の授業をする、そ
れが必要だと私は思いますが、文科省としていか
がでしょうか。

○国務大臣（松本洋平君） 先ほど申し上げたと
おりでありまして、臨時免許状は普通免許状を有
する教員が採用できない場合に限り授与すること
ができる、そういう免許状となっております。

そのため、基本的には、教師の任命権者である
教育委員会において、普通免許状又は特別免許状
を有する教師人材を確保、配置をしていただくこ
とが大変重要であるというふうに考えているところ
でもあります。先ほども申し上げましたけれど
も、令和四年ですかね、通知の方も発出をさせて
いただいております。

今おっしゃられたように、こうした背景も踏ま
えまして、現在、中央教育審議会におきまして、
より多くの学生が教員免許取得を目指したり、教

あくまでも中学校三十五人学級の実施ができるように余裕教室の転用や施設整備を通じて必要な教室数を確保していただくことが原則だというふうに考えてございますから、そのため、文部科学省としても必要な状況の把握や支援に取り組んでまいりたいと考えてございます。

○古賀千景君 今年に分かりました。来年度、対応が未確定の教室は四百十九室、もう困難だと分かっているのが十二室、再来年度、未確定な教室が六百十室、これは文科省として早めに動いて、子供たちが三十五人学級になるようにする必要はあると思いますが、そこはどのように対応されるか、教えてください。

○政府参考人（蝦名喜之君） 今ほどお話のございました昨年十二月に公表した調査におきましては、委員御指摘のような数値が上がっております。そのうち、その対応が未確定というものにつきましては、引き続き、まずは今年度の実施の状況を確認をさせていただきながら、来年度以降に向けて検討を促していくことだろうと思っております。

他方で、この時点で九年度当初から教室確保が困難であるところが十二教室、今回上がってきているところがございます。これらにつきましても、法令的には先ほど申し上げた経過措置の対象となるというふうに考えているところでござ

いますけれども、この経過措置は令和九年度末まで、つまり三十五人学級が一年生、二年生、二年生の学年進行の終了時までということとなっておりますので、この経過措置の期間中に施設整備等を是非進めていただき、令和九年度末までにそれを完了させて、教室不足が解消された状態とすることを強く求めてまいりたいというふうに考えてございます。そのために必要な支援、状況把握等も引き続き行ってまいりたいと考えております。

○古賀千景君 調査だけではなくて、財源も必要ですから、そこもしっかりと文科省としてやっていっていただきたいと思っています。

それと、特別教室の確保について私、以前お伺いしたんですが、特別教室は足りるのかと。教室が増えるので理科室を使う学級が増えていく、家庭科室を使う学級が増えていくというところですが、そうしたら、調査はしていないけれども、特段困っているという声は聞いていないということを私は部屋に来て教えていただきましたが、学校現場に聞くと、結構困っているよという声は私の方には入ってきました。

一つの学校で何クラスぐらい、そんな大きくはないと思いますが、この三十五人学級になるに当たって、一番多いところでは何クラスぐらい学級増になりますか。

○政府参考人（蝦名喜之君） まず、各学校ごと

にどれぐらい教室数が必要になるかという調査、大変恐縮ですが、そこまでの調査が行えてございませんが、トータル、全国で見ますと、昨年の十二月に公表した調査におきましては、教室確保の対応が何らかに必要な学校の数が一千四百六十三校ございました。そのうち、確保が必要となる教室、それらにおいて確保が必要となる教室の数は千六百七十九教室ということでございますので、多くの学校では一教室の増加ということなんだろうと思います。また、複数教室の増加が見込まれるところもあるだろうというふうに認識をしております。

○古賀千景君 学校現場では、例えば第一理科室、月曜日一時間目、何年何組、何年何組できちんとはまっています。ここが、例えば一クラス増えるとか分かって、なかなかぎゅうぎゅうで入らないところもあるんですよ。そういうところは、家庭科室、理科室、例えば体育館を一つの、二つに割って動かなければならなかったら運動量減りますよね。そういうところとかは大丈夫ということですね。確認です。

○政府参考人（蝦名喜之君） お答え申し上げます。

中学校の三十五人学級の実施に伴って普通教室の対応の方法としては、特別教室の転用を行うという学校もあるものと承知をまずもってしております。これにつきましては、各地方公共団体に

において、特別教室を活用した教育活動が損なわれることがないように御検討をいただいた上でこのように判断して活用しているという事例なんだというふうに考えているところでございます。

実際には、特別教室は各学校の教育課程の編成状況によって活用の状況は異なると思います。学年同士でかち合わないようとか、様々な調整を経て特別教室の活用というのがなされていると思いますので、その結果、どれだけ不足感があるかといったようなことについて把握するのは非常に難しいと考えてございまして、そういう観点から特別教室の不足の状況についての調査は現状行っていないというふうにお答え申し上げましたが、いずれにしても、これ、教育活動に支障が生じるようなことになると、これは子供の教育環境として大変問題ですので、我々文科省といたしましては、地方公共団体のニーズを踏まえて適切な教育環境の整備が行われるよう支援をしてまいりたいというふうに考えてございます。

○古賀千景君 どうぞよろしく願いますし、もしよかったら調べていただきたいというのをお願いします。どれくらい困っているか。

私が、これ三十五人学級ではないんですが、小学校が、がとマンションが建って、とっても子供たちが一気に三十人、四十人転入してきて学級が足りないといったときに、その学校は家庭科室

を潰しました。家庭科室を潰して、だから、じゃ、その学校の家庭科の実習はどうしたかというところ、中学校まで移動して中学校の家庭科室を借りている。これは確実な話です。

このような現状が起きないように私は思っているんです。もったいないもん、移動する時間だから、そういうことが起きないようにきちんと確保をしてほしい。ある程度できているというお答えですので、私の方もまたいろいろ現場の声を聞いてお伝えさせていただきたいと思っています。それと、特別支援学級について伺います。

大体、特別支援学級はクラス最大八人と言われますが、その一クラスでがとと教室に入るという感じなんですけれども、私のイメージは。教室の広さというのは規定はありますか。

○政府参考人（望月禎君） 小学校や中学校を設置するための最低限の基準として小学校設置基準あるいは中学校設置基準を定めてございますけれども、特別支援学級を含めまして個別の教室の面積を定める規定はございません。

○古賀千景君 なぜそんな質問をするかというと、教室は決まっていますよね、通常学級はちゃんと決まっているけど、特別支援学級は特にそういう決まりはないということかもしれません、実は学校が、今その二百二が三まで減ったというのも私はとても疑問に思っているんですが、特別支援

学級を真ん中で、同じ広さの、通常学級の、パーティションでくくって二学級一緒に授業をする、これは結構どこでもあっているんです。

特別支援学級のお子さんですから、いろんなことに集中できなかったりとか、歩いてちよつとろろろしてみたりするんですけど、そういう特別支援学級だったらパーティションで切って二学級一緒に入れてもいいみたいな、そういう現状って文科省はどう思いますか。お願いします。

○政府参考人（望月禎君） 子供たちの状況というのは、まさに学校、それから障害を持っているお子さんの状況によっても様々ですので、一概にその教室の面積を定めて、その広さが一人当たりどのくらいかということをしやくし定期的に決めてしまうというのは、むしろ、先生方が子供たちとの関わりの中で、また保護者も来る場合も特別支援の場合もありますし、逆に教育活動がやりにくくなる場合もあるんじゃないかと思っています。

そういった観点も含めまして、古賀委員の方からは、普通教室は教室の規模は定まっているじゃないかというお話をいただいたんですけども、先ほどちよつと私の答弁が混乱を招いてしまった可能性はございますけれども、文部科学省の方で校舎と運動場の面積については定めてございますけれども、小学校も中学校も普通教室についても

教室の、特別支援学級もそうですけど、この面積を定めているわけではございません。

いろいろな教育活動の教科やあるいは科目、あるいは子供たちの状況によってその活動の広さややり方も違っていると思います。学校の状況を見て、確かに手狭だなど思うようなところもあるかもしれない。そうした場合には、その教室以外のところの活用を含めて、あるいは合同授業なんかの実施も含めて考えていただくとか、もう現場で、学校現場でいろんな工夫をしている状況を私も、古賀先生ほどじゃないけど、知っております。

一つの形として子供たちの学びやあるいは活動の空間というのはしっかり保障される必要があると思っておりますけれども、パーテーションを一つの教室に区切ったから、それによって活動ができなくなると言うかどうかは、これはまさに学校現場の御判断かというふうに考えてございます。○古賀千景君 学校現場の判断、足りないから仕方がない、これはおかしくなりますよね。だって、子供の資質、教育の質のためにその広さがある程度規定されるのであって、私は、特別支援学級だからこそ広くあるべきなのではないかと私は思います。

ですので、多分パーテーションで区切っているところとかいっぱいあると思うので、そういうところを是非改善の方向に向けて私は動いていただ

きたいと思いますが、いかがでしょうか。

○国務大臣（松本洋平君） 今局長から答弁をさせていただいたとおり、それぞれの学校現場において御判断をいただくということであろうかとは思いますが、ただ、文部科学省としては、学校施設整備指針におきまして、特別支援学級関係室の計画に当たっては多様な学習活動などに柔軟に対応できる空間を確保することが重要であることを示しているところであります。それに基づきまして、設置者においては適切な整備を促すということとをさせていただいておりますとともに、教室不足の解消などのための新築又は増築に対する国庫補助、こういうものも行っているところであります。

こうした制度というものも活用をいただきながら、引き続き適切な教育環境の確保を行うことができるように、地方公共団体の整備の支援、これに取り組んでまいりたい、そのように考えております。

○古賀千景君 では、続いて、特別支援学級の子供たちのことについて伺います。

三十五人学級といいますが、三十五人学級は、例えば一年一組とかいうのが三十五人学級で、もしその子供の、そして特別支援学級に例えばA組とかあったら、特別支援学級に行っているお子さんは除外ですよ。別にカウント、三十五人学級

はここ。例えば、一年一組所属なんだけど、特別支援学級に配属されているお子さんは三十五人には入らないですよ。

だから、でも、そのお子さんたちは、文科省も進めているとおり、インクルーシブ教育も進めなければなりませんので、教科によってはその子たちは戻ってきて、この教室で学んでいきます。当然です。私はそれが当たり前だと思っているので。

そうしたら、教室は、その学級は三十五人じゃないんですよ。五人、特別支援学級のこのお子さんがいたら、そこは四十人学級になります。給食なんかは多くは子供たち一緒に食べていますので、四十人。これ、文科省が言っている三十五人学級の意図とちよつとずれるんじゃないかと思いますが、いかがですか。

○国務大臣（松本洋平君） 障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が触れ合うこと、そして共に活動する交流及び共同学習というものは大きな意義がある、そのように考えているところであります。

また、障害者基本法におきましても、「国及び地方公共団体は、障害者である児童及び生徒と障害者でない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによつて、その相互理解を促進しなければならない。」というふうにされているところであります。

その上で、今御指摘の学級の考え方についてでありますけれども、年間を通じて当該学級において活動する児童生徒によって編制されるものであることから、特別支援学級において年間を通じて活動することとなっている児童生徒を普通学級の編制に当たっての児童生徒の数に加えることは制度上想定をしていないことであります。

通常学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒につきまして、これまでも障害の状態に応じた特別の指導を行う通級による指導や日常生活上の介助や学習活動のサポートを担う特別支援教育支援員の配置などの取組を講じているところであります。

こうした制度というものも使いながら、ちよつと委員からの御指摘に対して真正面から答えているものにはならないかもしれないですが、引き続き障害のある子供一人一人の教育的ニーズに応じた適切な支援が行われるように特別支援教育の充実に我々として取り組んでまいりたい、そのように考えております。

○古賀千景君 全てのことが、学校で行われていることは教育です。給食も教育です。そうやって食育でやっているんだから。そうやって、それが四十人になるというのよりも、やっぱり一緒に、ずっと一緒に三十五人というカウントでやっているような制度改革を是非していただきたいなど。

そこに支援員さんが付いたりとかしてやってくださっているのは重々分かっています。しかし、初めから三十五人なら、その子たちも入れた数でカウントができるようにならない、是非してほしいという声はたくさん聞いておりますので、どうぞよろしく願います。

予算について。

少子化の時代、私、子供が減っていく、校舎を造らず、今を我慢すればちようどよくなるとよく言われます。経費の削減にもつながります、今の子供たちには我慢してもらおう。教職員の定数もそうです。今ここで、少子化で教職員の定数を増加すると、将来教職員の数がだぶつくと財務省にも私も言われたことがあります。このような今の子供たちを見ない、国の経済的な理由で子供や教職員に我慢をさせていると私は思っています。

先日の文科委員会でも言わせていただきましたが、今の子供たちに目を向けていただきたい。そして、先進国の中でほぼ最下位と言っても過言ではないこの日本の教育予算、これから国を背負っていく子供たちです。

大臣も先日言っていたきました。子供の数が減っていくから比例して教育の資源を減らしてはいけないと私は思っています、そして、そうした教育資源というものをより多く振り分けていくことで、よりきめ細かく、そしてより教育の質を高く

め、そしてより教師の皆様の働き方、魅力向上につながっていくような、そんな取組というものをしっかりと進めていくことによって、何よりも子供たちのためになるような、そして教育の充実というものを図っていくということが私は極めて大切な事柄だというふうに思っておりますというお言葉もいただきました。

教育予算、増やすべきじゃないでしょうか。いかがでしょうか。

○国務大臣（松本洋平君） 教育は子供たちの未来をつくる上で重要な役割を担うものであります。一人一人が持つ可能性を最大限引き出すため、教育費の負担軽減とともに、教育の質を不断に向上させる必要があります。

そのため、文部科学省におきましては、令和八年度予算案におきまして、高校就学支援金制度の拡充や学校給食費の抜本的な負担軽減とともに、教師を取り巻く環境整備や不登校、いじめ対策の強化、国立大学法人運営費交付金など基盤的経費の拡充も含めた様々な施策を通じて教育の質の向上を図るところとしております。

委員から先般の私の委員会での答弁のことも御紹介をいただきました。あくまでも、枕言葉に個人の思いとしていうことでお付けをさせていただいたところでありませうけれども、ただ、その思いは私自身全く変わるものでは当然ありませんし、

まさにおっしゃるとおりで、先ほど来お話もしているとおおり、やはりこの人材力というものが我が国の全ての礎になるものであります。

そういう意味では、改めて、子供たちの数が減るから比例して教育予算を削減し、教育資源というものを減らしていけばいいという、そういう考え方には私は立つてはいけない、むしろ、しっかりと教育予算を確保し、そして教育資源を確保していくことによって教育の質を高めていく、また、先生たちの処遇の改善を実現することによって一層子供たちの教育というものが充実をしていく、そうした取組を進めていくことが大変重要だと思っております。

今の委員からの御指摘というのは我々に対する大変大きなエールだというふうにお受け止めをさせていただいて、一生懸命頑張つてまいりたい、そのように考えております。

○古賀千景君 大臣のその考えを是非広めて、エールを送ります。どうぞよろしく願ひいたします。

それで、今回の義務標準法で、本当は養護教員の数が概算要求では全校配置でしたよね、と文科省は要望していただいたと思っています。私は喜びましたよ。いや、さすが文科省って、全校配置をついに実現させてくれるかと思っておりますが、残念ながら予算案には消えておりました。

改めて、なぜ養護教諭の全校配置が必要だと思われたんですか。教えてください。

○政府参考人(望月禎君) いじめや不登校がこれだけ増えまして、そして、子供たちの心と健康のバランスを考えながら、子供たち一人一人の状況をよくきめ細かく把握しながら、そして、チーム学校全体としての役割分担の中で、養護教諭とそれから教師とあるいは専門家が一緒になって子供たちを考える、そういう体制を、学校環境の整備を図っていくことが大変大事だと考えてございます。

この間の御質問でもございましたけれども、コロナ以降、宮本先生からの御質問ございましたけれども、コロナ以降、特に不登校の児童生徒も急激に増えてきているという実態もございます。そうした中で、養護教諭の配置基準につきまして少しでも改善を図れないかと考えまして、複数配置の基準の改善とともに、小規模校における全校配置についても概算要求に計上をさせていただいたところでございます。

その予算の編成過程におきましては、中学校三十五人学級以外にどういった事項につきまして我々としては更に進めていくことが必要かということにつきまして、地方自治体あるいは学校現場のたくさんのお声をお伺いをしまして、最終的には、中学校三十五人学級以外に、共同学校事務

室の複数配置の基礎定数と、そして、これ二十五年ぶりになるんですけど、二十五年ぶりに養護教諭の基準の五十人の引下げというのを小中学校で予算事業で計上、予算としても計上させていただいたところでございます。

御承知のとおりだと思いますけれども、アレルギー疾患の方がお子様には増えていて、それがかなり顕在化していて、かなり命の危険など伴うような、気を付けなきゃいけない事案も結構出ている。メンタルヘルスの観点は、これ教師もですけれども、教職員もですけれども、子供たちにも一人一人考えなきゃいけない。そういった中で、健康課題が多様化、複雑化している中におきまして、養護教諭の今回の配置の充実につきましては、加配定数の措置あるいは養護教諭の経験者等を活用した支援体制の強化ということも併せまして、体制の充実あるいは支援の充実を図っているというふうに考えているところでございます。

○古賀千景君 すばらしいです、そのとおりです。絶対養護教諭は学校に必要なんです。だって、自分の子供さんとかお孫さんが通っている学校に養護教員がいなかったら心配じゃないですか。うちの子、熱出したらどうするっちゃかと。けがだってありますよ、大けがもあります。そんな中で、養護教諭がない学校に通わせる保護者の思いを考えたときに、私は絶対全校配置が必要だと思っ

ています。子供の容体はくるくる変わりますので。

是非、これからも複数配置に向けて、そして全校配置に向けて取り組んでいただけたらということ、大臣、いかがでしょうか、やっていただけですか。

○国務大臣（松本洋平君） 今委員から御指摘をいただいたとおり、概算要求ではそういう形の要求をさせていただきましたが、様々な交渉、また検討の経緯、また同時に、小規模校を含めた児童生徒の心身の健康課題に対応するための加配定数の措置等々のこうした措置というものも加えつつ、今回はこうした形に落ち着いたところであります。

まずは、今回五十人、その基準の引下げというものを小中学校で行ったところであります。まずはこれをしっかりと着実に進めつつ、しっかりとその養護教諭の配置、そして、子供たちの心身の健康を維持するため、どういう形で今後進めていくのか、委員からの御指摘というものも踏まえつつ、我々として今後も検討を進めてまいりたい、そのように考えております。

○古賀千景君 教職員の中で、養護教諭はまだ倍率高いんですよ、十倍とかあります。ということとは、志願者いっぱいいるんですよ。だから、合格してもらえれば、その子たち、全校配置にすぐ結び付きますし、複数配置に結び付きます。是非、

その部分もよろしく願います。

教職員の免許取得について伺います。

先日の附帯決議の十番の中に、「質の高い教員の確保に向けて幅広く人材を活用するために、多様な知識又は経験を有する社会人が働きながら教員免許状を取得すること」というところがあり、その文面がありました。全部は読みません。私が聞いている中で、今、今年の四月から通信で働きながら理科の免許を取りたかった人がいるんです。しかし、今、日本の学校で理科の免許を取るのが一校もなくなりました。だから、働きながら理科の免許を取ることができなくなった。その理科の先生は実習教員として働いていて、私も授業がしたいなと思って、理科を目指したいと思って、四月からその通信制を受ける。だって、生活があるから働かなければならないと思って、夢を持っていたのに、その私立大学が一切募集を受け付けなくなり、日本でゼロですよ。この現象、どう思われますか。

○国務大臣（松本洋平君） 委員御指摘のとおり、令和七年度時点で唯一、中学校及び高等学校理科の通信制の教職課程を提供していた大学が令和八年度以降の課程の認定を取り下げた旨の報告を受けているところであります。なお、こうした教職課程の開設や取下げについては、あくまでも各大学において経営判断を含めた判断をしていた

ものと承知しております。

通信制以外の課程を通じた中学校及び高等学校理科免許状の取得は引き続き可能ではありますが、社会のニーズを踏まえた様々な教職課程が開かれていることは、多様な人材に教師になっていただく上で重要である、そのように考えております。今委員から御指摘をいただいたとおりであります。こうした認識の下、中央教育審議会の議論におきまして、大学内や大学間での連携の促進などを通じた柔軟な教職課程の構築を可能とする方向で制度を見直すべきなどの御意見も頂戴をしているところであります。

こうした議論も踏まえながら、引き続き多様な教職課程が開設されるよう、文科省としても必要な検討を進めてまいります。

○古賀千景君 せっかくやる気もあり経験もある、しかし生活のためにそれを諦めなければならなくなるような、そこを救ってこそが国の、文科省の役目だと私は思いますので、是非その道を開いていただきたいということをお願い申し上げます。それと、次、担任手当について伺います。

担任の概念を教えてください。担任。

○国務大臣（松本洋平君） 給特法改正を踏まえました政省令改正における通知におきまして、基礎的な学習集団の単位である学級における生活指導や教科指導を担当する業務を担当している教師

のことを学級担任というふうにさせていただいております。

○古賀千景君 生活指導という言葉がありました、それには、例えば今、さつきもお話ありました、養護教員とかは、いろいろな心の悩みを聞いたりとかしているところでは担任の概念にちよつと当てはまるんじゃないですか。いかがですか。

○政府参考人（望月禎君） 校務分掌によりまして、養護教諭等も学級担任になることはできるというふうには考えてございます。

○古賀千景君 学級担任にならなければ出ないということですか。

○政府参考人（望月禎君） 学級担任手当てにつきましては、職務や勤務の状況を考慮した処遇とする観点から、児童生徒の学習や学校生活の基盤である学級の運営を担当する学級担任に対して支給される手当てでございます、国庫負担上は学級担任のみに支給することを想定してございます。

なお、先ほどの古賀委員からの御指摘のところで、ちよつともしかしたら私の説明が不足していたかもしれませんが、養護教諭とか栄養教諭とかにつきましては、学級担任にはなり得ると思いますけれども、基本的に、例えば保健室とか、働く場所が学級ということ想定をしているわけじゃありませんから、学級担任として我々が

配置をしているということを基本的に国庫負担上想定をしているものではありません。

○古賀千景君 文科省はチーム学校を推奨しているんですよね。子供たちは、学校全体でチームとしてやっていくというところは推奨していますよね。確認です。

○政府参考人（望月禎君） 子供の状況が様々になる中で、学校には多様な、もちろん教師以外の、そうした養護教諭とか栄養教諭とかあるいは支援スタッフとか、まさに、先般来御議論のある事務職員もいます。チーム全体で、校長のリーダーシップの下で、学校の状況、地域の状況を様々考えながら学校運営がなされていると承知してございます。

○古賀千景君 その状況、チーム学校でやっていくようにするときに担任にだけ手当てが付く、これおかしくないですか。いかがですか。

○政府参考人（望月禎君） 学校の運営につきましては、校長のまさに指揮命令の下で様々な教職員や支援スタッフが協力しております、学級につきましても、学級担任である教諭等が中心となりまして、他の教職員と必要に応じて連携しながら運営をしている、これは御承知のとおりでございます。

一方で、先ほど申し上げましたけれども、学級担任に対する手当ては、職務や勤務の状況を考慮し

た処遇とする観点から、学級の運営を担当する学級担任に対して支給されるものでございまして、国庫負担上は学級担任のみに支給することを想定してございます。

○古賀千景君 国庫負担上というのはどういうことですか。

○政府参考人（望月禎君） 端的に申しますと、国庫負担上は学級数に応じた学級担任手当てを都道府県等に対して支給しているということでございます。

○古賀千景君 御存じだと思いますが、中学校とかでは、進路指導とか大変だから担任外なんですよね。とか、授業数が多い人は、ちよつとこの人授業で大変だから担任外そうかという形で、やっぱり学校、中学校やっていますが、その人たちには出ない。これ、おかしくないですか。どうですか。

○国務大臣（松本洋平君） 学校における校務分掌につきましては、各教職員ごとの業務の状況や学校全体の状況などの様々な要素を勘案をして、各学校において御判断をいただいているものと承知しております。

なお、学級担任に対する手当ては、学級は児童生徒にとつて学習や学校生活の基盤であること、学級担任の職務は、日々の学習指導に加え、学級に関する様々な業務や保護者への連絡、相談対応な

どに取り組んでいること、令和四年度に実施した教員勤務実態調査において、学級担任以外の教師と比較して時間外在校等時間が長いことなど、職務や勤務の状況を考慮した処遇とする必要があることから、義務教育等教員特別手当において、困難性などを考慮して加算を行う校務の類型として定め、手当を加算することとしているものであります。単に業務が多忙であることのみをもって支給をしているものではありません。

また、学級担任に対する手当以外にも、例えば校務分掌として、生徒指導などを担っております主任などには主任手当を支給するとともに、主幹教諭や令和八年度から創設しております主務教諭として任命される教師はそれぞれの職責に応じた本給で処遇をするなど、校務分掌や職責に応じた処遇を行っているところであります。

○古賀千景君 先日の義務標準法の附帯六、賛同いただきました。「特定の教員が一人で学級経営を担う体制を見直し、いわゆる「チーム担任制」の導入を含め、複数の教職員が協働して学級・学年を支援することができるよう指導・運営体制の充実を図ること。」という文面があります。合っていますか。整合性ありますか。ちよっと私はないと思うんですが、いかがでしょうか。

○国務大臣（松本洋平君） 今申し上げたように、それぞれの校務分掌の中で、それぞれの担任の先

生を始めとするそれぞれの先生方に対しまして、そうした手当というものを支給をする仕組みとさせていただいているところであります。

これが一概にチーム学校と整合性を欠いているのではないかという指摘に関しましては、私どもとしてはなかなかそれにお答えをするすべを今持ち合わせていないところではありますけれども、ただ、附帯決議にもお示しをいただきましたし、また、我々といまして、そうしたチームとして学校運営をし、子供たちに教育を進めていく、子供たちの教育を進めていく、そうした取組というものは我々として大変必要なものであると考えておりますので進めてまいりたいと思いますし、それを進めるに当たって必要な施策というものが併せて考え、進めてまいりたい、そのように考えております。

○古賀千景君 複数担任制で二人で担任をしているから千五百円、千五百円ですよね。そして、今四月から、女性が働きやすくなるためにということ、七月までに産育休に入られる方がいらつしやるところは四月から複数でと国は言ってくださっていますよね。その人たちも千五百円、千五百円ですよ。何かこれ、そういう人たちにプラスアルファで何かお配り、ちよっとチーム担任で頑張っているからとか、そういうプラスアルファは付けていないんですか。全く厳格に学級数の

み。いかがですか。

○国務大臣（松本洋平君） 御指摘のように、いわゆる複数担任制として、一つの学級の担任業務を複数の教員で分担をしたり、また副担任を配置している学校がある、そういう実情があるということは承知をしているところであります。

先ほど局長から答弁を申し上げましたけれども、この義務教育費国庫負担金の算定については、学級担任への手当の加算は学級数に応じて配分することとされているところであります。そういう意味で、委員御指摘のような複数の教員で学級担任業務を分担している場合には、給与負担を担う都道府県、指定都市の判断によりまして、その分担に応じて学級担任への手当を加算することが可能となっているところであります。また、実際に加算している自治体も存在しているところであります。

我々といましては、制度として、その学級数に応じて配分をするという形になっているところでありまして。あくまでも、その先生の数で配分をするという形ではなくて、学級数に応じてこの国庫負担金を算定するという仕組みになっているのが現状の姿であります。

各学校における業務負担の実態に応じて、都道府県、指定都市、教育委員会において適切に支給方法などを御判断いただきたい、現在ではそのよ

うに考えております。

○古賀千景君 では、数で、三千円掛け何クラス、何クラスですよね、クラス。じゃ、それを、学校の校長裁量とかで、うちは十五クラスだけど二十人教職員いるから二十で割ろうとか、そういうことは可能なんですか。

○政府参考人(望月慎君) 今ほど大臣から御答弁させていただいたとおり、国庫負担金上、学級数に応じて配分したものに付きまして、それを学校の状況、あるいは、これは服務監督権者の方でどのような形でそのチーム学校制の中で教員に分担をして配分するかということについては、それぞれの自治体の御判断かと思います。

なお、チーム担任制を対象とする自治体につきましては四十五自治体あると現時点では承知をしてございまして、そうした自治体においてそれぞれ手当を案分したりするなどのいろいろなやり方を取っているところがあるというふうに承知してございます。

○古賀千景君 ありがとうございます。私の希望としては、全員に三千円、お金が掛かって無理でしょうけど、私はそう思っています。

それと、最後に一つだけ。これは法改正が必要で、すのてなかなか難しいことですが、六十歳の定年延長、これの七割給与、これをやめれば絶対教職員は増えます。みんなそれで辞めているんだか

ら。月十万ぐらい減っている。これをやめていくということをお願いして、私の質問を終わります。

○水野孝一君 国民民主党・新緑風会の水野孝一です。本日もどうぞよろしくお願いいたします。

私からは、高等学校教育改革について伺いをいたします。

人づくりこそ国づくりであります。もし日本が百人の村だったとしたら、今この村を実際に支えている言わば現役世代はおよそ四十人です。そして、これからこの村を支えていく次の担い手、今学んでいる世代、およそ二十人しかいません。

更に申し上げれば、その二十人の中でも大学進学を前提とする層、地域で働き支える層、多様な進路を歩む層に大きく分かれていく中で、この二十人をどう育て、どのように活躍してもらうのかによつてこの国の将来は大きく変わっていきます。

とりわけ重要なのは、この二十人が地域に残るか、又は離れて戻らないのか、あるいは地域と関わり続けるのかという点です。その分岐点にあるのが、まさに義務教育を終えた十五歳からの学び、高校教育だと考えています。

現在、多くの地域では、普通科中心、大学進学前提の構造の中で、若者が地域から流出している現実があります。一方で、地域の産業や医療、介護、インフラを支える人材は深刻に不足しています。だからこそ、今問われているのは、単なる高

校の在り方ではなく、この国の人材構造そのものをどう設計し直すのかという問題であるように思います。

本日は、文部科学省がネクストハイスクール構想としてグランドデザインを描いている高等学校教育改革と総務省の財政措置も含めて、この改革を点ではなく構造転換として実現できるのかという点で順に伺っていきます。さきの高校無償化法案の質疑の際、我が党、我が会派の伊藤孝恵議員からの提起のあった課題です。

我が国には約千七百の市町村があります。そのうち高校が存在しない市町村が約五百、一校しかない市町村が約六百あるとされています。この一校は、単なる教育機関ではなく、地域の人材供給、地域コミュニティの核、そして若者定着の要という極めて重要な役割を担う、まさに地域のインフラと言えます。

そこで、大臣にお伺いをいたします。

この高校一校自治体問題を文部科学省としてどのような構造課題と認識しているのか、また、今回の高校改革は教育の構造を変革することを目的としていると理解しますが、今回の改革の中で、この高校一校自治体問題をどのように解決していくか、大臣のお考えをお聞かし